

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県理学療法士会（以下、「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定め、これを公表することにより、法令の規程に照らし、役員への報酬等の支給金額の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、本条各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、非常勤の理事及び監事をいう。なお、役員には常勤理事は含まれない。常勤理事の報酬規程は、別途常勤給与規定を参照。
- (2) 役員報酬とは、役員に支給される報酬であって、その他の費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) その他の費用とは、職務の遂行に伴い発生する会議費、交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(役員報酬の決定方法)

第3条 理事及び監事の報酬額は、別表の支給基準に従って、代議員および事務所職員、公益法人の会計に精通した外部委員を1名以上によって構成された役員報酬委員会で個別に支給額を決定する。

- 2 役員報酬の支給は、毎年度末までに役員報酬委員会を開催し、法人の財務状況を考慮した上で支給額を検討し総会へ提案する。

(役員報酬委員会)

第4条 役員報酬委員会(以下、委員会)は、総会の諮問を受け、役員勤務形態に応じた報酬の区分及びその額について答申する。

- 2 委員会は、委員3名以上5名以内をもって構成するものとし、総会の承認を経て会長が委嘱する。委員の構成は、代議員および事務所職員（1名）、公益法人の会計に精通した外部委員（1名以上）とする。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員の欠員は、必要に応じて委員長がこれを補充する。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 6 委員会での審議は、出席委員の過半数で決し可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 7 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員報酬の支払方法)

第5条 報酬は、役員報酬委員会にて決定した支給額を年度末（3月）に1回支給する。

- 2 報酬は、受給者が予め指定した口座に振り込む方法により支給する。
- 3 役員報酬契約期間は6月から翌年5月までとし、支払日は年度末3月の職員給与支給日とする。
- 4 役員が役員報酬は、受給者の申し出により辞退することができる。
- 5 役員が、任期途中において退任又は死亡した場合並びに補欠又は増員により就任した場合の役

員の役員報酬は、その在任期間に応じて日割計算等を行わず年額報酬を支給する。

6 役員が死亡した場合において死亡した役員の報酬等は、当該役員の遺族に支給する。

(報酬範囲)

第6条 役員の報酬範囲は、総会で承認を得なければならない。

2 報酬範囲の変更を行う場合も、事前に総会で承認を得なければならない。

(臨時緊急措置)

第7条 この法人の事業が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、役員の役員報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める役員報酬の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を必要とする。

附則

1. 本規程は、令和6年6月15日総会議決により、定款変更の登記の日の翌月から施行する。

別表)

役職名	報酬金額
会長	0~120,000 円上限
副会長	0~120,000 円上限
専務理事	0~120,000 円上限
理事	0~120,000 円上限
監事	0~60,000 円上限

※役員報酬の総支給額は、公益社団法人福岡県理学療法士会年間収入の5%を超えない額で支給を行うものとする。